

令和2年1月15日

【 会 計 検 査 院 】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について」

(令和2年1月)

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

## 国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について

## ＜検査の状況の概要及び所見＞

## 1 情報セキュリティ対策の強化の実施状況等について

- (1) 二要素認証等をマイナンバー利用端末の一部に導入していなかったり、導入効果が十分に発現しないおそれがある運用をしたりしている状況となっていた。

所見:総務省は、マイナンバー利用端末への二要素認証等の導入状況を十分に把握するとともに、望ましくない運用方法を具体的に示すなどして、特定個人情報の情報漏えいなどのリスクがより低減されるよう、地方公共団体に対して助言を行うこと

- (2) 領域間の分離及び分割において通信経路又はプロトコルの限定をしていなかったり、無害化せずに転送を行っていたり、更新プログラム等を適用していなかったりしている地方公共団体があった。

所見:総務省は、領域間通信において、本来意図しない通信やコンピュータウイルスの感染を防止するための方策を改めて明示するなどして、特定個人情報の情報漏えいなどのリスクがより低減されるよう、地方公共団体に対して助言を行うこと

- (3) 自治体情報セキュリティクラウドに機器等を集約していないために専門人材の監視・分析が行われていなかったり、インシデント発生時の事業者等との役割の確認等が行われていなかったりしている地方公共団体があった。

所見:総務省は、監視対象機器に対し必要な監視・分析が行われるよう、また、事業者等と役割の確認をすることの必要性を明示するなどして、インシデント発生時に適切にネットワークを遮断することなどができるよう、必要に応じて地方公共団体に対して助言を行うこと

- 2 地方公共団体における情報セキュリティ対策向上に寄与することを目的とする自治体情報セキュリティ支援プラットフォームの機能が十分に利活用されていない状況であった。

所見:総務省は、支援PFが情報セキュリティ対策向上に寄与するよう、地方公共団体へ重ねて周知するとともに、提供する情報や機能の見直しなどについて検討すること